

島原地域広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

平成18年3月20日規則第4号

改正 平成23年8月26日規則第9号	平成24年7月25日規則第8号
平成28年3月29日規則第14号	平成30年7月5日規則第13号
令和元年6月17日規則第3号	令和5年4月19日規則第11号
令和6年3月25日規則第2号	

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定又は指定の更新を受けた旨の標示)

第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

(事業所情報の提供)

第3条 管理者は、前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新又は法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第82条各項、第115条の12の2第5項、第115条の15各項及び第115条の25各項の規定による届出若しくは施行規則第131条の13の2第1項の規定による届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、長崎県、長崎県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

- (7) 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (公示)

第4条 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、法第78条の11各号、第85条各号、第115条の20各号及び第115条の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (5) サービスの種類

(委任)

第5条 この規則に規定するもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

第2条 管理者は、この規則の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（平成23年8月26日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月25日規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の廃止)

2 島原地域広域市町村圏組合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年規則5号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行日の前日までに、前項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月29日規則第14号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の島原地域広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年7月5日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の島原地域広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月17日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の島原地域広域市町村圏組合基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年4月19日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式（以下、「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下、「新様式」という。）により提出されたものとみなす。

3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

附 則（令和6年3月25日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式（以下、「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下、「新様式」という。）により提出されたものとみなす。

3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

